

教 務 規 程

第 1 章 総 則

第 1 条 (目 的)

この規程は、専門学校 北九州自動車大学校（以下、本校という）学則第 7 条及び第 17 条に基づき、履修科目及び履修時限、試験と評価、授業、進級及び卒業の認定などについて定める。

第 2 条 (科目の履修)

二級養成（二級自動車整備科並びに一級自動車整備科 1、2 年）

当該科目のすべての授業に出席し、学期末の評点（評価による点数）が 60 点以上であるとき、当該科目の履修を認定する。

一級養成（一級自動車整備科 3、4 年）

当該科目のすべての授業に出席し、学期末の評点（評価による点数）が 70 点以上であるとき、当該科目の履修を認定する。

第 2 章 卒業に必要な履修科目及び履修時限

第 3 条 (卒業に必要な履修科目及び履修時限)

本校学生が卒業資格を得るためには、学則の履修表に示す科目を履修し、且つ下表に示す時限を満足しなければならない。

(1 時限を 50 分とする)

学 科 名		修業 年限	履修すべき時限
一級自動車整備科		4 年	3 7 1 6.4 時限
二級自動車整備科	自動車整備士コース	2 年	1 9 0 2.4 時限
	二輪自動車整備士コース	2 年	1 9 0 2.4 時限

第 4 条 (原級留年)

当該年次に取得する必修科目に未履修がある者は原級留年とする。

第3章 試 験

第5条 (定期試験)

学科の科目については前期及び後期に中間試験と期末試験を行う。実技の科目については、各ステップごとにテストを行い、前期及び後期に期末試験を行う。定期試験は必ず受験しなければならない。病気その他の正当な理由で受験できない場合はその事由を届け、許可を受けなければならない。

第6条 (受験資格)

次の各号の一つに該当する者は期末試験の受験資格を有しない。

- 1、補講が完了していない者
- 2、提出物が完了していない者

第7条 (不受験者の措置)

正当な理由なく受験しない場合は0点とする。正当な理由とは次の通りである。

- 1、忌引
- 2、法定伝染病
- 3、就職及び進学のための受験
- 4、その他正当な理由と校長が認める場合

第8条 (追試験)

正当な理由のために定期試験を受験できなかった者には追試験を行う。

- 2 追試験を受けようとする者は、受験できなかった理由を証する書類を添えて、試験終了後速やかに教務課に願い出なければならない。

第9条 (再試験)

定期試験の結果、不合格となった科目については再試験を行う。再試験は2回までとする。

- 2 第6条の規定により受験できなかった者が、その後の努力により受験資格を得た場合は1回目の再試験を受験することができる。
- 3 再試験を受けようとする者は再試験料1科目につき 4,000 円を添えて事務局で所定の手続きを取らなければならない。

第10条 (受験上の注意)

学科試験開始時間に20分以上遅刻した者には受験させない。

- 2 原則として、試験開始後30分経過するまで退出は認めない。

第11条 (不正行為の措置)

不正行為のあった科目は0点とする。その後の試験は受験させる。

第4章 成績評価

第12条 (成績評価)

各科目の成績評価は、その授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準などをあらかじめ学生に明示し、次の第13条、第14条、第15条並びに第16条に従って行うものとする。

第13条 (評価の方法と基準)

各科目の試験の点数は100点を満点とする整数によって表す。算術点の算出においては小数点以下を切り捨てる。

2 学期末の成績評価は試験による点数と平常点を合算して行う。成績評価は100点を満点とする整数によって表す。成績評価の割合は次の通りとする。

1、二級養成(二級自動車整備科並びに一級自動車整備科1、2年)

期末試験の点数が40点未満の場合は科目不合格とし、再試験対象とする。期末試験で40点以上を満足している場合、下記の割合で成績評価を行う。

中間試験の点数(実技科目の場合はステップ試験) 30%

期末試験の点数(実技科目の場合は期末実技試験) 40%

平常点 30%

再試験の合格判定は試験点のみで60点以上とし、成績評価は60点とする。

2、一級養成(一級自動車整備科3、4年)

期末試験の点数が50点未満の場合は科目不合格とし、再試験対象とする。期末試験で50点以上を満足している場合、下記の割合で成績評価を行う。

中間試験の点数(実技科目の場合はステップ試験) 30%

期末試験の点数(実技科目の場合は期末実技試験) 50%

平常点 20%

再試験の合格判定は試験点のみで70点以上とし、成績評価は70点とする。

中間試験が実施されない科目については期末試験の結果を成績評価とする。

3 同一科目を複数教員が担当する場合については各教員の持ち点を100点とし、その平均点を成績評価とする。

第14条 (平常点)

学科と実技科目の平常点は次により評価する。

1、学科

出席状況(欠席、遅刻、早退)

授業態度(関心、意欲、態度)

ノート及びレポートの提出状況

2、実技科目

出席状況（欠席、遅刻、早退）

態度

服装

作業手順

レポートの提出（再提出の場合、指定日までに提出）

第15条（実技試験の評価）

実技試験は次により評価する。

内容の理解度

整備技術の到達度

測定・点検の正確度

作業時間（制限時間内での完了）

第16条（提出物の評価）

提出された実技科目のレポートや学科に関するノートの評価割合は平常点の内 30～50%とし、それぞれ次により評価する。

1、レポート

提出期限

レポートとしての体裁（目的、使用機器、内容、考察）

実習内容の理解度

図表の使用による説明

字の丁寧さ

再提出する際の指摘された箇所の修正

2、ノート

提出期限

記述の正確さ

授業内容の整理と理解度

重要度を示す専門用語の色分け

第17条（評価の指標）

成績評価の指標は、1科目100点満点で履修したすべての科目の点数を合計し、これを総履修科目数で除した平均点とする。

第5章 授 業

第18条（授 業）

学生は該当する学年において規定された科目の授業を全て受けなければならない。

第19条 (補 講)

欠席した科目については不足する時間数を補講授業で補うことができる。補講授業は科目担当者の指示する時間に行う。

- 2 補講授業は原則として、欠席した日より1週間以内に完了すること。但し、正当な理由がある者についてはこの限りではない。
- 3 次の者は補講授業を受ける資格を有しない。
 - 1、当期における当該科目の出席率が50%未満の者。但し、特別の事情がある者についてはこの限りではない。
 - 2、学習意欲に欠ける者。

第6章 進級、卒業の認定

第20条 (進級・卒業)

進級・卒業の認定は教員会議に諮って校長が決定する。

1、進 級

所定の納付金を完納し且つ、当該年次で履修すべき科目(履修表に示す科目)全てにおいて第2条が満足されていること。但し、一級自動車整備科において3年への進級は2年次の修了認定を得て且つ、二級ガソリン及び二級ジーゼル自動車整備士試験に合格しなければならない。(自動車整備士養成施設の指定等の基準の取り扱いについて―自整第158号該当者)

2、修 了

所定の納付金を完納し、第3条を満足し尚且つ、次の表を満足するとき。

但し、一級自動車整備科2年修了時は二級自動車整備士養成課程相当であるため履修すべき時限は二級自動車整備科自動車整備士コースと同じである。

学 科 名		満足すべきもの
二級自動車整備科		二級自動車整備科履修表に示す科目全てにおいて第2条を満足すること
一級自動車整備科	2年修了時	一級自動車整備科1、2年履修表に示す科目全てにおいて第2条を満足すること
	4年修了時	一級自動車整備科3、4年履修表に示す科目全てにおいて第2条を満足すること

3、卒 業

- ① 二級自動車整備科 …… 修了認定を得ていること
- ② 一級自動車整備科 …… 4年の修了認定を得ていること

第21条 (履修免除)

第4条により原級留年とされた者、あるいは休学した者が、当該年度に取得した科目については翌年度に限り履修を免除する。但し、留学生は履修を免除しない。

第7章 再履修

第22条 (再履修)

当該年度に履修が認められなかった科目については、次年度に再履修することができる。未履修科目の履修が認められたとき進級または卒業を認める。進級あるいは卒業の時期は次の通りとする。

進級時期 4月

卒業時期 未履修科目の履修が認められたとき

- 2 再履修を受けようとする者は教務課に願い出た上、事務局で所定の手続きを取らなければならない。
- 3 再履修する場合は前期または後期(以後半期と表示)当たり6万円の在籍料を納入しなければならない。
- 4 再履修に要する授業料は学科・実習共に半期1科目当たり4万円とする。但し、一級自動車整備科3、4年の実習については下記に定める。

教育科目	再履修料金
エンジン電子制御実習	実験実習費の半期分
シャシ電子制御実習	実験実習費の半期分
実務実習	実験実習費年額
その他の実習	半期1科目当たり4万円

- 5 再履修に必要な納入金は在籍料も含めて当該期校納金(授業料、実験実習費、教育充実費)額を限度とする。

第23条 (在学期間の限度)

各学年において、同一学年の最大在学期間は原則として2年間とする。但し、休学中の在籍している期間は含まないものとする。

附 則

この規程は平成16年4月1日より施行する。

平成17年4月1日その一部を改定し施行する。

平成19年4月1日その一部を改定し施行する。

改定項目 1、二級二輪自動車整備士コースを追加

- 2、二級ガソリン・二級ジーゼル・二級二輪自動車整備士3種目同時養成を二級自動車整備士コースと名称変更
- 3、語句「単位」を削除し科目履修に変更
- 4、一級自動車整備科履修表に必選の区別を追加
- 5、再試験結果判定、再履修料金を変更

平成21年4月1日学則変更により、その一部を改正し施行する。

- 1、一級自動車整備科（4年制）新設にかかわる部分
- 2、第6条受験資格を変更
- 3、第19条再履修を変更

平成22年4月1日学則変更により、その一部を改正し施行する。

- 1、二級自動車整備科自動車整備士コースおよび二輪自動車整備士コースの履修科目、時限を変更
- 2、一級自動車整備科の履修科目、時限を変更

平成27年4月1日より教務規程の一部を改定し施行する。

平成29年4月1日その一部を改定し施行する。

- 1、二級自動車整備科自動車整備士コースおよび二輪自動車整備士コースの履修科目、時限を変更
- 2、一級自動車整備科の履修科目、履修すべき時限を変更
- 3、二級養成の再試験における判定の基準を変更
- 4、時間割・授業時間変更により、履修表を変更

平成30年4月1日その一部を改定し施行する。

- 1、第1条の卒業資格を削除し、目的を追加
- 2、一級自動車整備科の履修すべき学期を変更
- 3、教科を科目に統一

平成31年4月1日その一部を改定し施行する。

- 1、第1条の文言を一部追加
- 2、第3条の文言を一部追加し、履修時限を変更
- 3、第4章の表題を変更
- 4、第12条に成績評価を追加
- 5、第13条の表題を変更
- 6、第13条2項及び3項を一部変更
- 7、第14条に実技科目の平常点を追加
- 8、第15条に実技試験の評価を追加
- 9、第16条に提出物の評価を追加
- 10、第17条に評価の指標を追加
- 11、履修表を別表として学則に移動

令和2年4月1日その一部を改訂し施行する。

- 1、第19条に2項を追加し、2項を3項に変更
- 2、第21条に留学生の履修を追加